

「島根原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」の修正要旨

1. 福島第一原子力発電所事故対応を踏まえた緊急作業時の被ばく線量限度等の見直しに伴う修正

福島第一原子力発電所事故対応を踏まえ、原子力規制委員会および厚生労働省において、緊急作業時の被ばく線量限度を 100mSv から 250mSv とする等の見直しが行われ、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」、「電離放射線障害防止規則」等が改正され、平成 28 年 4 月 1 日に施行するとされた。

この中で、250mSv を被ばく線量限度として適用される緊急作業従事者の要件が明示されたことを踏まえ、防災業務計画における当社の原子力防災要員の指定範囲の明確化等を実施した。

2. 「防災基本計画」の変更に伴う修正

平成 27 年 7 月 7 日の「防災基本計画」の変更に伴い、全面緊急事態が発生した場合の原子力事業者による一斉通報先として「地方放射線モニタリング対策官」を新たに追加した。

3. 原子力防災関連資機材の修正

原子力防災関連資機材に、「ガスタービン発電機車」を追加した。

4. その他

記載の適正化 等

5. 修正年月日

平成 28 年 4 月 1 日

以 上